

特集 2：「市民社会・団体・国家」

ロシアにおける市民社会の特徴について - 社会院を中心に -

遠藤 克己

「市民社会」¹を、さしあたり「ある程度、国家から独立し、社会の問題の解決において国家と協力する財産、市場、文化、道徳などの社会の諸組織およびこれら諸組織間の関係の特別な体系」²という意味でいうならば、ロシアにおいて市民社会は存在しないという論者も少なくない。しかし、例えば大統領付属の評議会の一つとして「市民社会と人権の発展」があるように、ロシアにおいては国の機関等ではさまざまなところでこの用語を用いた部署が設けられているなど、この用語は現代のロシアの日常生活にさほど縁遠いものではないであろう。

そのような市民社会は諸外国のそれと同質のものであろうか。こうした視点からロシアにおいて根ざしつつある「市民社会」がいかなるものであるか確認する手がかりとして、ロシア連邦社会院（Общественная палата Российской Федерации）（以下「社会院」という。）³の手になる報告書「ロシアにおける市民社会の状況」がある。この年次報告書にはロシアの「市民社会」をめぐる動向がかなり詳細に示されているからである。

ところでこの年次報告書を刊行している社会院とはいかなるものであろうか。

本稿では、この組織が設置された背景と設置の経緯およびその活動状況に言及し、この社会院による報告書の内容も紹介しつつ、ロシアの市民社会の特徴を見ることとしたい。

I 「市民社会」と社会院

2000年にエリツィンを継いでロシア連邦の第2代大統領となったプーチンが大統領職に就く前年の1999年末に公表したいわゆるミレニアム論文は彼のロシアの国家と社会に対する基本的な立場を示したものとみられる。その中で彼は、民主的で、法が支配し、行為能力を有する連邦国家という意味での強い国家をつくるための方策をいくつか指摘している。

その一つとされたのは、これは国家の強化という観点からすればやや異質に見えるが、権力と釣り合いがとれ、これをコントロールする活気あふれる市民社会の形成に都合のよい条件をつくることであった⁴。端的に言えば、市民社会の形成が目標とされたといつてよいであろう。

その背景にはロシアの国家と社会が著しく凝集力を欠いているという認識があったものと思われる。ソ連の崩壊後10年を経た当時のロシアは、経済をはじめとして解決すべき問題が山積する多難な時期を脱しつつあったが、その政治・社会状況をみれば、政党や議会は市民と公権力とを媒介する役割を十分果たしておらず、そのためこれらを包摂する国家に対する市民の信頼

は低いものであった。また人々の周辺でその利害を集約する社会の諸団体が活動しているとしても、これらを公権力の場に繋ぐ有効なチャンネルがないという状況のもとでは、社会は不定形で不安定であったからである⁵。

2006年から活動を開始した社会院の設置は、さしあたり、当時の政治権力がこうした状況を変えようとして取り組んだ一つの試みだといえよう。

ただし、この社会院はロシアの政治の舞台に初めて登場したものではなく、地方のレベルでは既に社会院は活動しており、連邦の機関としても、1993年10月に憲法協議会に設置された社会院⁶、1994年2月に設置された大統領付属の社会院⁷および1996年6月に設置された大統領付属の政治協議会〔ПКС〕⁸があった。これら3つの連邦の機関は、その設置目的、構成方法などは異にするが、野党が多数を占める議会を意識してつくられた点および大統領令によって設置された点が共通しているのに対して2004年の社会院は法律を根拠にしている点、そして目的として法令等の審査や市民社会の形成を促進することがあげられていることが特徴的である。

II 社会院設置の背景および立法過程

社会院の設置は2004年12月に大統領の立法発議〔ロシア連邦憲法第84条〕という形で開始された。これにかかわるプーチン大統領の言及は、この年の9月はじめの北オセチア共和国のバスランで多くの犠牲者を出したテロ（学校占拠）事件後の、9月13日の政府の拡大会議に遡ることができる。ここで大統領は、テロリストとの戦いにおいて社会の援助を求めらば人々が彼らの声が〔国家に〕聞き届けられていることを確信しなければならないこと、これにかかわって市民のイニシアチブが提示され、詳細に議論される広範な対話の場として社会院を設立するというアイデアがあることを指摘し、この社会院は国の重要な決定および法案の社会的審査〔экспертиза〕をする場となると述べたのである⁹。

この社会院の設置の提案は、悲惨な結果をもたらしたテロ事件が引き起こした社会不安に反応しただけのようにも思われるが、これに先立って表明された声明¹⁰に示されたように、テロとの戦いのためには強い国家に加えて結束した市民社会が必要であるという文脈の中でこれを理解すべきであろう。さらに、この事件に先立つ同年5月に、既に社会院について言及がなされていることにも注目すべきである。プーチン大統領が、議会に宛てた年次教書において、発達した市民社会が必要とされることを指摘する中で、いくつかの地方で社会院が活動してきた経験を生かすべきだと述べていたのである¹¹。

どこからこの社会院の構想が現れたのか、そして市民社会とのかかわりの中でこの社会院がどのように位置づけられたのかを理解するためには、さらに時間を遡り、当事りの社会・政治状況を確認しておく必要がある。

(1) 社会・政治状況

1991年のソ連の崩壊後のロシアを主導してきたエリツィン大統領の政権末期の1999年8月にプーチンが首相に登用された。そして12月19日の連邦議会(国家院)選挙で与党勢力が多数となっ

た直後の12月31日に、彼は、既述のように、エリツインから後継の大統領職の指名を受けたのである。

そして翌2000年3月の大統領選挙に勝利したプーチンは、大統領に就任した直後に政治改革といわれる一連の改革に着手した。5月の連邦管区制の導入、9月の国家評議会の設置などがそれである。こうした措置はエリツイン時代に連邦を構成する共和国などへの権限の譲歩により弱体化していた国家の統一を強化することをねらいとしていたが、チェチェン戦争が引き起こしたテロとの戦いのためには強い国家が必要とされたこともこれを促した。

こうした「政治改革」の動きの後で、次に関心が寄せられたのが「社会」であった。2001年6月12日にプーチンが行った社会の諸団体の代表者との会談は、これまで社会に関心を示さなかった政権がこの領域に関与をはじめる契機となった。政権は国家だけでなく社会にもその立脚点を広げようとしたのである。

その背景には、(1) 1999年の選挙で与党勢力が議会で多数を占め、政治が安定し、経済も危機的状态から脱して回復基調に転じたものの、(2) それまでの政党、議会の機能不全に加えて、与党勢力が議会で多数を占めたことに加えて議会への議員選出にあたって5パーセント条項の設定によって少数意見が排除されたことにより、国政の場への社会の側からの利益表出が十分になされず、結果として国家、政治、議会に対する国民の信頼が低下したこと¹²、(3) こうした状況でテロによる社会不安が高まるなかで、テロとの戦いをすすめるためには国家を強化するだけでは十分ではなく、安定した社会の確立と国家に対する社会の側からの信頼を得ることが必要だと認識があったことが指摘できよう。(4) さらには、テロ事件を誘引したとされる公権力の汚職対策も視野にあったであろう。

(2) 2001年の市民フォーラム

2001年6月12日のプーチン大統領と諸団体の代表との会談の場で確認されたのは「諸団体からなる連合体」(Союз союзов¹³)をつくることおよびその第一回の大会を11月に開催することであったが、その場として考えられたのが市民フォーラムであった。このように当初は国家と社会との対話の場としての何らかの組織を設置することが念頭におかれていた。しかし、こののち社会団体の側から提起されたフォーラムの理念が示すように¹⁴、フォーラムの場はさまざまなテーマについて討議をすることに重点がおかれ、組織の設置構想は後景にしりぞいた。野党や諸団体などからそのような組織を設置することに対する抵抗があったからである¹⁵。

フォーラムの開催準備のために9月に組織委員会が設置され、ここには団体の指導者、政治学者、専門家、政権の代表者などが参加し、①国の改革の戦略的方向についての社会、国家、政治勢力の相互関係を組織すること、②連邦、地方、地方自治のレベルで社会と権力との対話、パートナーシップのメカニズムをつくること、③市民社会の諸制度を保障するための法的、経済的その他の条件を整えることをテーマとする3つの委員会においてフォーラムで討議されるべきテーマをめぐって協議がなされたが¹⁶、社会的審査を行う機関をどこに設置すべきかなどについては委員の間で意見の対立があった。

またこのフォーラムの準備委員会には社会の諸団体の代表者だけでなく、権力機関の代表者も

加わっていたこともあり、権力によって市民社会をコントロールするためにフォーラムが利用されるのではないかとの批判がなされ、この催しへの参加をめぐるには諸団体の意見が分かれた¹⁷。

こうした世論の批判、危惧を受けて、10月12日に組織委員会が声明を出すことになったが、そこでは、市民社会は媒介的な代表制度を必要としないため、「市民社会を代表して」対話をする権限を有する「社会議会」の類の代表制機関をつくることは課題としていないこと、開かれた水平的なシステムであるため上下関係からなる権力組織を必要としないので「市民社会の事項に関する社会省」をつくるつもりはないと述べられた¹⁸。ここでもなんらかの組織の設置は敬遠されたのである。

このような経緯を経て11月21、22日に開催されたフォーラムには全国から5000人以上の諸団体からの代表者がモスクワに参集した。参加には慎重だった人権擁護団体などの代表者もその中にあったが、これらの団体が参加表明をしてから参加する団体が増えたのである¹⁹。

結果として、この二日間のフォーラムには多くの団体の代表者に加えて大統領や首相をはじめとする国の権力機関の代表者も参加して様々な問題について議論がなされたものの、これらを取りまとめる最終文書は作成されず、次のフォーラムの開催についても確認することもできず、そして調整機関としての社会院または評議会を設立することもできなかった。社会的審査を行う機関を設置することについてはおおかたの理解はあったにもかかわらず、流れは組織の設置には向かわなかったのである²⁰。こうして大統領側から社会に対してさしのべられた手は宙に浮いてしまった²¹。

(3) 社会院の設置構想と世論の反応

こうして市民フォーラムの開催を契機に社会と国家を架橋する機関をつくる試みは頓挫したが、この後もこの両者の関係のあり方を模索する動きは2002年のトリアッチ、2003年のニジニ・ノブゴロドでの対話などを通じて続いた。

2004年のベスランでのテロ事件はこうした社会・政治状況の流れの中で生まれた動きを加速させることになったのだといえる²²。こうした経緯を経て前述したように2004年9月13日の大統領による社会院設置の言及につながっていくことになる。ただし、この時点では新たに設置されようとした機関の位置づけは、2001年の市民フォーラムの際に提起されたような社会と国家との調整機関という性格を変えたものとなった。一部の地方でつくられている社会院に着目し、政治闘争の場ではなく、少数の意見も反映する、代表制機関とは異なる原理により編成される機関をつくり、これによって権力機関をコントロールすることが新たに構想されたのである。

このように、新たな社会的機関の設立という構想は、一連の「政治改革」という文脈に発するものであることが確認できるため、その限りでは大統領に付属する機関として設置された「国家評議会」とともに、連邦権力の強化に対して政治的バランスを回復する手段の一つとして採られた補償措置²³として構想されたのだと理解することも可能である。

この新たな組織をめぐるのは、プーチンが2004年9月に社会院の設置を提案した直後から議論がなされている。この社会院の編成方法や任務などについて具体的な形が示されなかったことが逆に世論を喚起したといえよう。例えば、ある政治学者は社会院が担うべき役割として5つの機

能を想定していた。それは、①チングスハン〔絶対的権力者〕に付属する評議会、②ガス抜きのためのおしゃべりの場、③指導部の計画を広めるための公的なロビーの機械、④国民が検討すべき議題を形成する場、⑤重要な政策のための人員を教育する学校およびこれらを選出する場、である²⁴。

この他にも、権力機関の付け足しであってはならない²⁵とか、社会から〔権力機関への〕コントロールの権利を奪い取り、これを社会院に与えることになれば、これによって「世論の篡奪」がなされるのではないかとの危惧²⁶や、さらには「憲法クーデター」だとする指摘もなされた²⁷。このような観点からは社会院は政治的状況の産物であり、国民の不満の解消（ガス抜き）を狙ったお飾りにすぎず、実効性のない「諮問機関」とみなされた。

また、フランスの経済社会評議会などの諸外国の例にも言及がなされた²⁸。

（当時の）大統領府副長官のスルコーフもプーチンの発言の直後に社会院について次のように述べている²⁹が、法案を準備する立場にあった者の発言として注目されるべきであろう。彼によれば、社会院は連邦議会に付属し、政党の代表などを構成員とし、これらの者がさらに残りの構成員を選定する二段階の編成方法をとるが、これは社会院での政党の影響力を薄めるための措置であるとされた。また、彼は、社会院は官僚制を市民のコントロールの下におき、重要な法案の社会的審査を行うことを使命とするほか、非営利セクターを支援するための国のグラント（грант）³⁰〔業務委託〕を配分し、市民的権利の侵害についての審議をすることができると述べ、社会院による法案等の審査については、社会院の専門家は政治には関与しないために、熟慮されていない権力の決定をより客観的に修正できるのだと説明していた³¹。

（４）法案の作成過程

社会院設置についての法案は大統領の立法発議により2004年12月12日に国家院に提案され、12月19日に委員会が公聴会を開催したのちに国家院に提出された。そして12月22日の第1読会、翌2005年2月18日の第2読会、そして3月16日の第3読会における審議を経て採択され、連邦院での承認をえて、4月4日の大統領の署名により7月1日から発効した³²。

この法律が規律する社会院を検討する前に、法案の作成過程と議会でのこの法案の審議状況などをみるにより社会院設置にかかわる争点を確認しておこう。

この法案の作成にかかわったニーナ・ベリヤーエフによれば³³、法案は以下のようなプロセスを経て作成された。社会院の設置に関するプーチンの発言の直後の2004年10月21日に開催された国家院での「社会組織（社会院）およびテロリズムとの戦いにおけるその役割」をテーマとした円卓会議の場でファデーエフのグループが独自に作成した試案³⁴が示されたが、これは支持を得られなかった³⁵ため、国家院の「社会団体および宗教団体に関する委員会」に法案作成の作業グループがつけられ、社会団体の代表者などの利害関係者がこれに加わり法案作成に着手したが、ここでは十分な議論がなされず、大統領の構想を支持する委員長ポポフが法案作成の作業を主導した。こうしてとりまとめられた法案は11月のペルミでの社会フォーラムで検討がなされることとされていたが、この場で公表されたのは委員会の法案とは別物の大統領府の手になるものであり³⁶、以後はこれをベースにして法案が作成された。公聴会では、社会院の構成につき、地方

から選出される者の数を増やすべきとの指摘がなされた。これは採用されなかったものの、審査については外部の専門家を招致せずに行うこととされていた点は改められ、審査の対象が広げられるなど一定部分の修正がなされた。

(5) 議会での議論

2004年12月22日の国家院での法案の第1読会で大統領の代理として法案の趣旨説明に立ったコソープキンによれば、社会院は、ここに市民のイニシアチブが表出され、詳細に検討され、また法案などの重要な国の決定に対する社会的な審査をする広範な対話の場であり、市民社会の諸制度が国の政策の実現に参加するメカニズムをつくるものだとされた³⁷。そのうえで社会院の任務とされるのは、彼によれば、市民のイニシアチブの提起、執行権力機関の活動に対する社会的コントロール、市民社会の発展にむけた活動をする社会団体に対する国の支援の領域で優先順位を定めること、ロシア連邦の構成主体で設立された社会院に対する方法論的支援、社会的に重要な問題についての公聴会の開催、連邦の法案およびロシア連邦の構成主体の法案の社会的審査などである。

また国家院の社会団体および宗教団体に関する委員会の委員長ポポフは、この社会院が市民が国の管理に参加するための前提および市民社会のより広範な発展のために必要な条件をつくることにより、次のことが可能になると述べた³⁸。

- ①社会的領域、安全保障の領域での重要な法案についての社会的審査を行うことができること
- ②国の権力機関の活動に対する社会的コントロールができること
- ③下から生じ、社会で発生する市民のイニシアチブの表出と支援ができること
- ④権力と社会の協働の強固なチャンネルをつくる問題が解決され、市民と権力機構との広範な対話の場がつくられることである。

しかし、これに対して、野党の議員は、社会団体からの意見の聴取は現状でも可能であるため、特別の法律をつくる必要はなく³⁹、大統領が提案する社会院は無用の長物⁴⁰であり、その運営に要する費用を考えるとこれは高価なおもちゃ⁴¹であり、あるいはむしろ危険なもの⁴²だと酷評した。社会院の設置の試みは政権党の危機を示すもので、社会団体や世論をコントロールしようとするものであり、こうした意味でコーポラティブ国家をめざすものだというのである。

また議会との関係にかかわって、社会院によって議会の権限が侵されるのではないかという警戒的な反応もみられた。社会の利害を表出する機関として議会が存在するのであり、社会院の活動はこの議会の役割と重なるのではないか、社会院が行う法案の審査は、これが議会を拘束するものではないにせよ議会の立法活動のブレーキとなるおそれがある⁴³とか、そもそも社会院の設置は憲法が規定する権力システムを変えるものではないか⁴⁴、そのため憲法に抵触しないか⁴⁵という見方である。

また、この社会院は大統領に付属して設置すべきとする意見があったが、社会と権力をとを媒介し、国の主要な決定に対する社会的な審査をすることができる独立した制度とするには独立していなければならないとして、これはしりぞけられた⁴⁶。

社会院と政党とのかかわりにつき、当初の法案では政党に属する者は社会院の構成員にはなれ

ず（第6条）、社会院の構成員は任期中は政党の指導機関に加わることができない（第7条）とされていたが、第2読会でこれらの規定は改められて、社会院の構成員は在任中においては政党の構成員資格を停止することとされた（第11条）。政党は現実に存在するものであり、これをしりぞけることは不合理だと指摘もあったが⁴⁷、このように社会院がいわば非政治化されたのは、既存の議会が政権与党の圧倒的な影響力のもとで政党間の論争の場に堕し、社会の利益表出をするという機能を十全に果たすことができないことにより、選挙民の信頼を失っていることを示すものであろう⁴⁸。

社会院の編成方法については、大統領が最初の3分の1の構成員を選出するとするならば、これは一つのイデオロギーで社会院が編成されることになりかねないため、逆に下から社会院を編成すべき⁴⁹、最初の選出者のうちの半分を議会が選出することとしてはどうか⁵⁰などの社会院の編成への連邦構成主体、議会の関与を求める声があり、さらには社会団体だけでなく、労働組合も社会院で役割を果たしうるのでないかとの指摘もあった。

こうした議論を経て制定された法律は、当初の案を一部修正したもの⁵¹、大枠を変えるものではなかった。以下では、これまでに指摘したものと一部重なるが、制定された法律に依拠してその内容のみてみよう。

Ⅲ 社会院の目的、構成、編成方法、権限

このロシア連邦社会院を規律するこの法律⁵²の第1条は「ロシア連邦社会院は、国の政策の策定と実現をする際にロシア連邦の市民の欲求および利益を考慮し、ロシア連邦の市民の権利と自由ならびに社会団体およびその他の非営利団体の権利を擁護するため、連邦の執行権力機関、ロシア連邦構成主体の執行権力機関および地方自治機関の活動に対する社会的コントロールを行うため、ならびに強制収容地での人権保障の領域での国の政策を援助するために、ロシア連邦の市民、社会団体、職業および社会集団の利益の表出と擁護をするために設立された労働組合、創作団体、雇用者団体およびその連合体、労働団体ならびにその他の非営利団体とロシア連邦の国家権力機関、ロシア連邦の構成主体の執行権力機関および地方自治機関との協働を保障するものである。」ことを定めている。

その活動内容をみるため、以下にさらに詳しくこれを紹介する。

(A) 目的

法律の第2条によれば、社会院は、①経済的、社会的発展の重要な問題の決定、②国の安全保障、③市民の権利と自由の擁護、④憲法体制の擁護、⑤市民社会の発展の民主主義的原理の擁護、という重要な問題の解決のために、市民、社会団体その他の非営利団体、国の執行権力機関および地方自治機関の利益を調整することを目的とするとされ、そのための方法として以下のことが掲げられている。

(1) 市民および社会団体その他の非営利団体を引き入れること、(2) 全ロシア的意義をもち、市民の憲法上の権利、自由および適法な利益ならびに社会団体その他の非営利団体の権利および利益の実現にむけられた市民的イニシアチブを提起し、支援すること、(3) ロシア連邦の法案

およびロシア連邦の構成主体の法案、ロシア連邦の執行権力機関の法令の案、地方自治機関の法令の案の社会的審査をすること、(4) ロシア連邦政府、連邦の執行権力機関、ロシア連邦の構成主体の執行権力機関および地方自治機関の活動ならびにマスメディアにおける言論の自由の遵守に対する社会的コントロールをすること、(5) 市民社会の発展にむけた活動を行うロシア連邦の社会团体その他の非営利団体ならびに市民の団体に対する国の支援の領域で優先順位を定める際にロシア連邦の国の権力機関に対する勧告をすること、(6) ロシア連邦の構成主体において設立された社会院およびロシア連邦において市民社会の発展にむけた活動をする社会团体その他の社会团体に対して情報、方法的その他の支援をすること、(7) マスメディアにおける言論の自由の遵守にかかわる問題、適法な方法で情報を普及する市民の権利を実現すること、言論の自由とマスメディアの自由の保障、およびこの問題についての勧告をする討議に市民、社会团体その他の非営利団体およびマスメディアの代表を引き入れること、などである。

このうち主要な活動とされるであろう(3) および(4)について順にみる。

(a) 法令等の案の審査

法律の第18条によれば、社会院は、(1) 社会院評議会の決定により、ロシア連邦政府、連邦の執行権力機関の法令の案、ロシア連邦の構成主体の法律案、ロシア連邦の構成主体の執行権力機関の法令および地方自治機関の法令の案の審査を行うことができ、(2) ロシア連邦大統領、ロシア連邦の連邦院、国家院およびロシア連邦政府の求め [обращение] があつたときは、連邦の憲法的法律および連邦法の法案、ロシア連邦政府および連邦の執行権力機関の法令の案、ロシア連邦の構成主体の法案、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関の法令の案および地方自治機関の法令の案の審査を行うことができる(第1項)。

また、ロシア連邦憲法の修正に関するロシア連邦の法案、連邦の憲法的法律の法案および①国の社会政策および社会保障の領域でのロシア連邦の市民の憲法上の権利、②社会的安全および法秩序の保障、にかかわる連邦法については、社会院は評議会の決定によってこれを審査することができる⁵³とされている(第2項)。当初の法案ではこれらについては必ず審査しなければならないとしていた⁵³が、この点は改められている。社会院がその判断で審査できるものが限定されたことになる⁵⁴。

法案の審査は、社会院評議会が発議し⁵⁵、その作業を担当の委員会に付託し(社会院規則第27条21号)、この委員会が必要に応じて作業グループを設置し(同第32条)、作成された案を評議会で検討のうえ採択するという流れで行われ、審査の結果は以下に述べる「判断」として対応する機関に送付される。

(b) 行政およびマスメディアの活動のコントロール

行政機関(連邦の執行権力機関、ロシア連邦の構成主体の執行権力機関および地方自治機関)の活動が法令に違反した場合およびマスメディアによる言論の自由の侵害に対して社会院はその判断を、これらの機関や責任者に送る(第16条3項の2)。このうちマスメディアについての規定は2005年12月の改正により追加されたものである。

社会院のこうした活動のために、連邦憲法の修正にかんする連邦の法案、連邦の憲法的法律および連邦法の法案は連邦議会(国家院)に提出したのちに関連文書とあわせて社会院に送付しな

なければならない（第4項）。その他の法令の案については、社会院が質問状を送付した場合に社会院に送られる（同）。

作業グループについては、構成員以外の外部の審査人を招致でき、質問状の送付、議会への構成員の派遣などができる（第3項）。

こうした任務を遂行するために社会院は、①判断 [заклучение]（第16条2項）、②提案 [предложение]、③意見 [обращение] という形式による決議 [решение] を出す⁵⁶。これらは勧告的性格のものとなされ（第17条第1項、第19条第1項）、拘束力はないが、判断を受けとった機関は、これを検討しなければならない（第19条）、意見の送付を受けた国の権力機関、地方自治機関または責任者は、意見を受け取った日から30日以内にこの意見を検討した結果について社会院に報告しなければならない（第17条第2項）。

またこれらの活動に関連して社会院は市民フォーラム、社会公聴会を催し（第16条3項の1）⁶⁷、関係機関に対する質問状 [запрос] の送付（第16条3項の6）などができる。

(C) その他の目的

第2条に規定する社会院の目的には入っていないものも社会院の目的とされている。その一つとして総則規定の第1条は、国の政策を形成し、実現する際のロシア連邦の市民の権利および自由、社会団体の権利を擁護することを社会院の目的としている。これは、①「市民と団体の利益と権利の擁護」ということができようが、検察官の一般監督のようなものではなく、個別具体的になされるものであろう。

②市民、団体のイニシアチブの支援

市民、社会団体その他の非営利団体のイニシアチブに関する情報収集と情報処理（第21条第1項）および情報の提供（第3項）、市民フォーラム、公聴会などの開催（第2項）も社会院の目的とされている。ロシア連邦の構成主体で設立された社会院、市民社会の発展にむけた活動をする社会団体への支援（第2条第6項）もこれにあたるであろう。

③グラントの配分

既に述べたように、このグラントは団体の活動に対する国からの資金提供である。上に指摘した目的の（5）に対応するものと考えられるが、社会院は直接その配分を決定する役割を担うのではなく、大統領が委任した団体が申請のあった団体からその申請内容を審査することにより選定するのである。これは、2001年6月の社会の諸団体との会談の中でプーチンが言及した外国からの資金提供に対する対応策として、2006年1月に外国からの資金援助を禁止する内容をもつものに法律が改正されたことに照応するものだと考えられる。その背景にはウクライナのオレンジ革命などのいわゆるカラー革命に対する危機感があつたであろう。

④社会院の活動についての情報提供

ロシアにおける市民社会の状況についての年次報告書を作成し（第22条）、インターネットのサイト⁵⁸を開設し、テレビ、ラジオでの報道などにより社会院の活動についての情報提供をすることが規定されている（第27条）。

(B) 構成と編成方法

この社会院の構成と編成の方法は特徴的である。2005年に制定された法律⁵⁹によれば、社会院

は、(イ) 市民の代表、(ロ) 全ロシア規模で活動する社会団体の代表、(ハ) 複数の地方で活動する社会団体および地方で活動する社会団体の代表、のそれぞれ42人、合計126人から構成されるものであった(第6条)。

ここでの「社会団体」の区分については社会院についての法律に規定はないが、社会団体法⁶⁰の第14条によれば、全ロシア規模で活動する社会団体〔以下「全ロシア規模の社会団体」という。〕とは、ロシア連邦の全土または共和国、州などの連邦の構成主体の過半数の地で活動する団体とされ、複数の地方で活動する社会団体〔以下「複数の地方の社会団体」という。〕とは、ロシア連邦の2以上、過半数未満の構成主体で活動する団体で、これらの構成主体に下部組織をもつものであり、地方で活動する社会団体〔以下「地方の社会団体」という。〕とは、ロシア連邦の一つの構成主体で活動する団体をいう。

その具体的な編成方法をみれば、まず、大統領が社会団体、非営利団体の団体、ロシア科学アカデミーおよび創作団体との協議の結果にもとづいて、国家および社会で特別の功績を有する42人の市民(1)を選定し、次にこうして選定された者が全ロシア規模の社会団体の代表者42人(2)を選出し、さらにこうして選出された84人の構成員が複数の地方の社会団体および地方の社会団体の代表者からなる残りの42人(3)を選出することにより全体で126人の構成員を確定するという三段階の編成を行うものであった(第8条)⁶¹。

これをさらに詳しく示すと以下のようなものである。

社会団体の種類を(Ⅰ)全ロシア規模の社会団体、(Ⅱ)複数の地方の社会団体、(Ⅲ)地方の社会団体とし、(1)を大統領が選定する構成員、(2)を(Ⅰ)から選出される構成員、(3)を(Ⅱ)と(Ⅲ)から選出される構成員、とすると、以下のような手順で編成がなされることになる。

- (a) 大統領が最初の42人である(1)を選定したときから30日以内に、社会院にその代表を送ることを希望する社会団体(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)は申請書を提出する。
- (b) 大統領が(1)を選定したときから60日以内に、(1)は(Ⅰ)から1団体につき一人を、すなわち42の団体の代表者の42人(2)を選出する。
- (c) (Ⅱ)(Ⅲ)は連邦構成主体での集会において、各団体からの代表者が互選で連邦管区の大会への代議員20人を選出する。
- (d) 連邦管区の大会において、代議員が10人以上の候補者を選出する。
- (e) この中から(1)と(2)が投票により6人を選出する。連邦管区は7あるため、合計42人からなる(3)が選出されることとなる。

このように、(1)と(2)は上から選出されるが、(3)は最初の段階では下から選出する手続をとっていた。

しかし、こうした編成方法は2013年7月に大きく変えられた⁶²。

(1)の市民の代表は40人となり、(2)の全ロシア規模の社会団体からは43人、そして複数の地方の社会団体と地方の社会団体から選出されていた(3)に代えて、新たに連邦構成主体の社会院から83人が選出されることに改められたのである(第6条)。また、ここでの全ロシア規模の社会団体から選出される43人は14の社会活動分野で活動する団体からインターネット投票により選出されることとなる(第8条)など、複雑な手続が定められた。

さらに2013年12月の改正ではそれまでの「社会团体」に、労働組合、創作団体、雇用者団体、職業団体などの団体をいう「その他の非営利団体」が加えられた。これにより社会院を構成する団体が社会团体法にいう社会团体から拡げられたことになる。

また2014年の改正⁶⁴により、連邦構成主体の社会院から選出される者が85人となった。クリミア共和国の編入によりクリミア共和国および連邦市としてのセバストポリが加わったためである。こうして現行法では社会院の構成員は当初の126人から168人に増員されている。

(C) 総会、評議会、委員会、事務局

総会は年に2回以上開催され（第16条）、この総会が常設機関である評議会〔совет〕および評議会の会議の議長などの役割を果たす書記〔секретарь〕および副書記を選出する（第9条）。構成員は委員会および作業グループに所属して活動し、その任期は3年である（第8条）⁶⁵。任期が短いのはこの職務が社会的原則により、すなわち非職業的なものであるためだとされる。

委員会は社会院規則⁶⁶によって定められる（第4条第2項第5号）が、2014年に活動が開始された現在の第5期においては18の委員会があり、その委員長は長老会の推薦にもとづいて第1回の総会で選出される（同第34条）。

社会院の構成に要する費用は連邦予算からまかなわれ（第8条第17項）、その運営費用は国によって拠出され（第28条第1項）、社会院の事務局は国の施設として位置づけられ（第26条）⁶⁷、これにかかる費用は国庫から支出され（第28条第2項）、社会院の活動については国の放送局によりテレビ、ラジオで報道される（第27条）など、国からの援助が規定されている。

(D) 構成員

社会院の構成員となることができるのは18才以上のロシア連邦の市民であり（第7条第1項）、構成員となれないのは、ロシア連邦大統領、ロシア連邦院および国家院の議員、ロシア連邦政府の構成員、裁判官、ロシア連邦の国の職務につく者、ロシア連邦の構成主体の国の職務につく者などの国および地方で公職につく者（第7条第2項）である。

社会院の構成員の候補者を出すことができるのは登録された社会团体その他の非営利団体であり、第6条は政党および社会院の構成員の任期の満了まで1年未満の間に登録された団体、「過激活動の阻止について」の連邦法に従って書面で過激活動を行うことを禁止され、この警告が裁判所により不法でないとされた団体は、警告の日から1年間は候補者を出すことはできないことを規定している。同様にこの法律により活動が停止され、その停止の決定が裁判所により不法でないとされた団体も候補者を出すことができない（第6条第2項）という枠づけがなされている。構成員は〔選出母体の〕団体の決定には拘束されず、自己の意見を自由に表明できる（第12条）。また、社会院が中立性を保ち、議会のような政治的論争の場とならないようにするため、政党の構成員である者は社会院に在職中は政党の構成員資格を停止するなど、政党の関与を排除する措置がとられ、民族、宗教、地域という属性によって結合することも禁止されている（第11条）。また、構成員は無報酬で活動することとされているが（社会院規則第6条）、一定の活動（第20条）に対しては労働義務の遂行を免除され、〔本業の〕職場と職務の維持がなされ、手当てが支給される。さらに、〔選出母体からの〕リコールが禁止されるなどの、構成員の活動を保障する規定が定められている（第13条）。

IV 社会院についての評価

以上が社会院を規律する法律の概要であるが、こうした社会院に対しては種々の観点からの評価がなされている。

(1) 肯定的評価

その一つとして、議会とは異なる代表原理にもとづき、政治色を排した、社会または世論の代表として、代表民主制をそこなうものではなく、これを補完する独自の存在であり、これによって国家権力に対する国民の信頼を高め、その正当性を補強しようとするもので、これは市民社会の最高の機関であるとして社会院の設置を積極的に評価する見方がある。これは、既存の社会の諸団体が社会やその構成員の利益を表出する有効なチャンネルをもちえていないという状況を反映したものだともいえる⁶⁸。

また、公権力の活動に対する社会的コントロールを拡大するという点で社会院の意義を認めつつも、市民のニーズや利益の考慮は公権力が、市民の権利、自由、社会団体の権利の擁護は裁判所が、そして執行権力に対するコントロールは議会が行うものであるとして社会院が本来なすべきことは、公の議論と権力機関に対する勧告であるとする見方もあるが、これも基本的には社会院を肯定的に見るものだといえよう。この場合、こうした見地から社会院の見直しをする際には社会団体以外の団体も社会院に迎え入れることにより多元主義を促進することが必要だとの指摘がなされていた⁶⁹。

(2) 否定的評価

これに対して社会院を否定する立場がある。それは次のようなことを論拠としている。

①レファレンダムなどの憲法が定めている民主主義の諸制度があり、これを展開すればよいのであって、新たな媒介的な代表制度は必要ではない。

②社会と権力をつなぐ役割は議会が担うべきものである。

これについては、社会院の設置を承認したこと自体が議会が自らその機能不全を認めたことになる⁷⁰、あるいは、社会の名において官僚をコントロールすることを任務とする議会がある中で、機関車〔議会〕にさらに馬〔社会院という新たな組織〕をつなぐのは機関車がまだ弱々しいからだ⁷¹、というように、議会が本来果たすべき役割を果たしていないために社会院が必要とされたのだという説明がなされている。

③この組織が社会的なものであるならば、国の主導や関与は認められないが、その選出方法にみられるようにこれは上からつくられたもので現実からかけ離れており、むしろこれによって社会生活の独占化がなされ、市民社会が国家により管理されたものになりかねない。

これは社会院を社会的不満を拡散させるためのガス抜き⁷²、政権に対する批判を吸収してこれを無力化する「避雷針」、国家権力のお飾りなどととらえる見方である。

(3) もう一つの評価

以上のような両極の評価とは違って、状況を改善するものであれば何でもよいのであり⁷³、問題はあっても、社会院という新たに設置された制度を活用すべきだとする主張がある⁷⁴。権力のイニシアチブによってつくられたということは社会院が有する難点ではあるが、同時にそ

これは社会院が権力に近いということでもあるため、市民的イニシアチブを実現するためにこれを積極的に活用すれば有用な機能を果たしうるとする立場である。要するに社会院の成否はこれに対する市民および社会の諸団体の参加にかかっているというのである⁷⁵。

(4) その他の評価

こうした評価に加えて、この機関の性格などをめぐって種々の見解が表明されている。その一つは、権力によって任命された権力を有さない機関が権力をコントロールすることはできないとして、この社会院は諮問機関にすぎないとする見方である⁷⁶。これについては、法案の審査については、独自の判断で〔評議会の決議により〕これを行うことができるため、こうした点では諮問機関と即断することはできないであろう。

また、社会院がその配分にかかわっているグラントという国の資金提供については権力の資金で市民社会を建設することへの危惧も示されている⁷⁷。さらには社会院を非政治化することの是非、社会院の構成員の活動にあたって、その権利行使をする際に選出母体の社会団体の決定によりこれを拘束すべきとすべきではないか、などの論点が指摘されている。

そして、社会院の構成員が、その職務を、職業としてではなく社会的原則により〔無償で〕遂行することについて、これが社会院の職務遂行能力の障害となるのではないか⁷⁸、また、①法案の審査という方法でどれだけ立法過程に社会の利益を反映できるか、②どれだけ公権力に対するコントロールがなしうるか、などの社会院の活動の実効性についての疑問も提起されている。前者は、社会院の判断は勧告的性格のものであるが、勧告的だとすれば、法案への影響をなしうるか⁷⁹という問題提起だといえようが、これについては社会院の実際の活動に即して検証する必要があるであろう。

V 社会院の活動状況

(1) 社会院のスタート

2006年1月に活動を開始した第1期の社会院は、2007年12月22日にその活動を終了した。

126人の構成員の中には歌手のアーラ・プガチョワや政治学者のミグラニャンなどがいたが、マスメディアなどが社会院に批判的な論評をしたこともあって、政権に批判的態度をとる人権擁護団体は、最終的には参加をした2001年の市民フォーラムの場合とは対応を変え、社会院に代表を送ることを拒絶した。政権に距離をおく団体がこのように社会院の構成に加わらなかった結果、大統領が選出する構成員中には社会活動家として著名な者は少なかった。このため、この最初の42人が選出した全ロシア規模の社会団体からの代表者からなる構成員は、大統領選挙でプーチンを支持した者などの顔ぶれが目立ち、社会の各分野で活動する団体を反映したものとならなかった。その理由として、地方選出の構成員については活動の根拠地から離れた中央でその推薦者が決定されるなど、法律の趣旨にそぐわない形で社会院の編成がなされたからだとの評価がなされている⁸⁰。

初代の書記となったのは、大統領によって選出された構成員である、ロシア科学アカデミー会員の物理学者ベリーホフであった。また第一期に大統領が任命した構成員の中に主要な宗教の宗

教者がいることに注意⁸¹されるべきである。

第2期の社会院は2007年12月24日に編成を終了し、2008年1月23日に第1回の総会を開催し、そこで評議会、書記が選出された。書記はベリーホフが引き続いて務めた。126人のうち、24人が女性、102人が男性であり、職業別の構成をみれば、社会活動家46人、学者34人、芸術家・文化人9人、法律家4人、ジャーナリスト、作家、政治学者12人、宗教者7人、企業家9人、医者5人であった。

2014年に活動を開始した現在の第5期の社会院は168人の構成員からなり、書記にはベリーホフを継いで中小企業団体の幹部が就いている。

(2) グラントの配分への関与

2006年から「市民社会の発展に参加する非営利で非政府の諸団体」を対象とする国からの財政的援助が開始された。2006年にはその金額は全体で約5億ルーブリ、2007年には12.5億ルーブリ⁸²、2008年は15億ルーブリ⁸³とその金額は増加してきた。2008年には6千の申請があり、このうちのメモリアルなどの人権団体を含む1200の団体がグラントを得たとされる。

2006年においてはグラントの配分は社会院が大統領府と分担して行ったが⁸⁴、翌年からは大統領の委任を受けた団体がその配分をする方法に改められた。

2009年のグラントは総額12億ルーブリで、5つの団体が大統領の委任を受けてこれを配分することになっている⁸⁵。具体的には、公募に応募した団体からその活動計画を審査することによりグラントを配分するのであるが、社会院はその構成員が申請書の審査にあたるという形でその配分にかかわっている。グラントの配分の対象となるのは国家登録をした非営利で非政府の団体、すなわち非営利団体と社会団体である。

(3) その他の活動

社会院は2008年に公聴会とフォーラムをそれぞれ80回、50回ほど開催している。こうした場での討議をふまえた意見を集約して提案等がとりまとめられていくことになる。

1月には社会院が主催して2001年の第1回フォーラムに続くものとして第2回市民フォーラムが「21世紀のロシアの発展における市民的イニシアチブの役割」をテーマとして開催され、これには約1300人の各地からの社会団体の代表者が参加した⁸⁶。当事、第1副首相であったメドヴェージェフ前大統領もこのフォーラムに出席し、ロシアの市民社会の現状について触れ、市民社会の構造化がなされつつあると述べている⁸⁷。

また、2008年12月の法律の改正により、社会院が市民フォーラムおよび社会公聴会を開催することとされた（第16条第3項）。

(4) 地方の社会院

地方の社会院の構成方法は多様であり⁸⁸、例えば、モスクワ州においては知事が選任する者が15人、議会が選任する者が15人、これらの者が選出する者が15人の、合わせて45人となっている⁸⁹。

モスクワ市においては、2009年の夏から設置に向けての動きがあり、2009年11月に諸団体の呼びかけで社会院設置案を検討する集会が開催され、2012年7月4日に社会院についての法律制定がなされ、2013年4月から活動を開始した。この社会院は、非営利団体からの代表も構成メン

パーに入るなど、その設立経緯からしても注目に値する。

既述のように2013年の社会院の法律の改正によりこうした地方の社会院から連邦の社会院に各一人が構成員として選出されることとなった。

(5) 社会院の決議

既に述べたように社会院の決議の中で主要なものとしてされるのは法案の審査にかかわる「判断」であるといえよう。そのため、まずこれをみてみよう。

A) 法案の審査についての判断 [заклучение]

社会院の活動報告によれば、2006年と2007年の2年間に社会院によって審査がなされた法案は65であった⁹⁰。また2008年には42の法案の審査がなされている。このうち、39が議会（国家院）、1が議会（連邦院）、2がロシア連邦政府に対して送付されたものである⁹¹。

2009年に審査が終了した16の法案についてみると、社会院の判断が法案に不同意とされたものが4、条件を付して同意したものは6であった。また審査の対象とされた88のうち、82が連邦法の法案、連邦の憲法的法律の法案が1、連邦政府の法令の案が3、連邦の省庁が作成した計画の案が2である。

その例として、陪審員に関する連邦法案についての判断をみてみよう。

これは、2009年1月に議員立法の手續により連邦議会（国家院）に提出された陪審員に関する連邦法の第7条の改正法案について判断したものであるが、その概要は以下のようである⁹²。

ロシア連邦の市民は陪審員として裁判に参加する憲法上の権利を有しているが、この権利は憲法第55条の規定の範囲内で連邦法により制限することができ、陪審員に関する連邦法第3条および第7条がこうした制限を規定している。その目的は裁判の公正を保障し、これによって刑事裁判に引き入れられた者の権利と適法な利益を擁護することである。

第7条第2項の⑤と⑥により、陪審員の候補者名簿から指揮官の命令に服するという理由で軍人および陪審員団に加わることがふさわしくない者として裁判官、法保護機関の勤務員、弁護士が除かれている。

改正法案は、この第7条第2項の⑤および⑥号に規定されている組織に在籍していた者にも適用範囲を広げるとするものである。

その理由とされたのは、陪審員の候補者を選任する際の買収を防止することであるが、その根拠には合理性がなく、退役軍人の団体や職業団体が他の団体よりも裁判官、退役軍人、弁護士の退職者に対して、買収についてより大きな影響をおよぼすとはいえない。

そのため、ロシア連邦社会院は、ロシア連邦国家院に対して、この連邦法第7条を改正する法案を拒否することを助言するとの結論を出している。この法案は、その後、退職後5年間という限定を付したものに改められ、第1読会に提出されている。

上に社会院の判断の例をみたが、活動報告に示された各委員会の活動をみれば、かなりの法案について、社会院の判断が法案に反映されているようである⁹³。

この「判断」の他に、社会院の決議には（2）提案、（3）意見、（4）決定、（5）声明があるが、このうち（2）（3）および（5）についてその例をみてみよう。

B) 「提案」 [предложение]

2006年11月29日付の提案⁹⁴では、ロシア連邦教育・科学省に対して国および地方の義務教育施設において宗教的文化および哲学・宗教的教科の教育についての経験をとりまとめることなどを求めている。

C) 「意見」 [обращение]

2007年2月22日の意見⁹⁵は、政党に対して社会院評議会によって表明されたものであるが、その概要は次のようである。

前回の選挙において候補者名簿に登載された者のうち女性は10%ほどであったが、男女の同権を規定する憲法（第19条第3項）および政党法（第8条第4項）、連邦会議国家院の代議員選挙法（第7条第3項）にかんがみれば、女性の割合は増やされるべきであるため、こうした男女同権についての態度を政党の選挙綱領に記載することを提案する。

D) 「声明」 [заявление]

2008年1月16日の声明⁹⁶はシベリアのアンガラ川のボグチャンスク水力発電所の建設にかかわって社会院評議会によって出されたもので、その概要は次のようである。

2009年12月にこの水力発電所の最初のブロックが稼動することが予定されているが、①これによって考古学的に貴重な遺跡が水没することになるにもかかわらず、ロシア連邦の諸民族の文化遺産に関する連邦法の規定が考慮されておらず、②また、広大な地域の水没は環境にも大きな影響を与えることが考えられるにもかかわらず、その評価がなされていない、としてロシア連邦社会院は国の権力機関、企業者および世論に連邦法の遵守と環境と文化に対する破壊を阻止する措置を講じることを呼びかけている。

E) 社会的コントロール

例えば、2008年の活動報告では、慈善活動の発展および非営利団体に関する法令の改善委員会が慈善活動を促進する法律の制定につき、これが制定されるべく委員会は社会的コントロールをするというように、社会的コントロールに言及がなされるものの、個別具体的な行政行為に対してその修正などを求める具体的な事例は社会院のサイトには示されていない。

以上が社会院の活動状況の概要である。法案の審査については、その決定には拘束力はないものの、ある程度の影響力は及ぼしているようであり、社会院構成員のマスメディアでの発言などのその他の活動を通してそれなりの存在感は示しているということができよう。

VI 市民社会の状況—年次報告書が描くロシアの市民社会—

社会院の報告書は2006年次のものから毎年公表されているが、このうちの2008年の報告書⁹⁷に依拠して、ロシアの市民社会の状況を確認してみることとしよう⁹⁸。

この報告書においては、市民社会とは何かについての共通の理解はない⁹⁹とするものの、これについてこれまでの報告書での定義を踏襲して「国家組織に直接含まれない、市民およびその団体がその利益およびイニシアチブを実現することを可能とする社会的諸制度の総体」だとしている¹⁰⁰。

(1) 団体に対する意識

そのうえで、報告書は、まず、信頼、責任、連帯などのキーワードを手がかりとして市民社会の形成の前提となる市民の性向をさぐっている。それによれば、地域差はあるものの、これらの指標は概して低いレベルにあるが、その理由として団体についての情報不足、個々の利害を公権力につなぐチャンネルがないことなどが指摘されている。団体についての情報は都市部の、教育があり、生活レベルが高い住民については高いとされるが地方では低く¹⁰¹、身近な団体として意識されているのは消費者の権利を擁護する団体などである¹⁰²。青年は既成の団体での活動よりも、私的な方法での行動や非公式な団体での活動を好む傾向がある¹⁰³。

これらはロシアにおいては団体の存在と活動が十分に認知されておらず、こうしたこともあって団体の活動に積極的に関与する者は少ないことを示しているといえよう¹⁰⁴。

団体への関与という視点からは、(1) 団体の構成員またはその活動に参加する者(7.7%)、(2) 活動には参加していないが、これに親和的な者(26.6%)、(3) 団体に関与しない「アウトサイダー」(8.8%)、(4) 団体の「周辺」にいるとされる者(30.4%)および(1)(2)と(3)(4)との間の「緩衝地帯」にいる者(26.5%)に区分け、この最後の部分を団体の活動に引き入れることが市民社会の発展につながるとしている¹⁰⁵。

(2) 団体の数、種類、地域的特性

報告書では、こうした社会学的な意識調査とは別に、より客観的な統計データも示されている。それによれば、団体の数は、2008年1月1日現在の〔国家登録がなされた¹⁰⁶〕非営利の団体の総数は65万5400であり、これは1年前より3%減少している¹⁰⁷。団体の数が減少した理由として、団体を運営する人材の不足などが指摘されている¹⁰⁸。その要因としては、2006年の団体を規律する法律の改正により登録審査の厳格化と登録後の団体の活動について報告義務を課したことなどにより登録されない団体があり、また登録をしない団体が増えたことが考えられる。また、組織形態の違いによってそれぞれの非営利団体をみた、消費組合、社会団体・宗教団体などの2008年1月1日現在の団体の構成率も示されている¹⁰⁹。

団体の数には地域による特性があり、モスクワなどのヨーロッパ地域においてはその他の地域と比較して団体の数が多い。

(3) 市民社会の発展の傾向

年次報告書は、市民社会の発展の傾向として、①国の積極性と影響の強化、②立法のプロセスの枠内での国家と市民社会の諸制度との対話の発展、③慈善活動の発展、④社会生活における市民の積極性の強まり、⑤非営利団体の専門性の発展、を挙げている。

このうち①にかかわり、国からの支援としてのグラントの配分に触れている。2006年は社会院がグラントを配分したが、2007年からは、「先進国で行われているような方法として」、国が独立した非営利団体に委任し、オペレーターと呼ばれるこの団体が専門家を引き入れ、その審査にもとづいてグラントの配分を行うシステムを導入している¹¹⁰。これは肯定的に評価される反面で、グラントの配分の対象となるプロジェクトの質とオペレーターに対する信頼を高め、選考をよりオープンにし、このプロセスに地方の者も引き入れることが大事であることが指摘されている。

同時に、グラントの実効性を高めることは、よく考えられた国の構想、非営利セクターの発展

計画、市民社会を強化する計画がないために困難であろうともしている。そのため、こうした計画を作成することは、権力組織と市民団体との広範な討議（対話）の対象であり、そこで調停者となりうるものとしての社会院の役割を指摘している。

また②については、市民社会の組織が権力機関の決定におよぼす影響のありようは市民社会の発展のレベルを示すものだとし、諮問会議、公聴会、社会的発注などへの団体の参加が広がっていることを肯定的にとらえているが、その手続の透明性などを含めてこれらの実効性を高める必要があるとされる。

このように報告書は、市民社会の発展の傾向はないわけではないが、2008年においては社会的積極性のレベルは依然低いままにとどまっていると結論づけている。

その理由として、制度面では地方でも連邦のレベルでも権力機関の活動において第3セクターの専門家の提案を考慮し、またはこれらの者が参加するための効果的なメカニズムがつくられておらず、社会評議会、社会院などの形成の方法が不完全であること、議会においては社会の諸団体や専門家との共同の作業ではなく、これに代えて公聴会ですませたりしていることなどを指摘し、これらは「お飾り」の役割を果たしているとも述べている。また、社会的コントロールも十分その役割を果たしていないとする。

このようにこの報告書が描くロシアの市民社会は活発なものではなく、その発展のためには課題が多いことを指摘しているが、こうした課題に対する具体的な方策についてはかならずしも明確に示していない¹¹¹。しかし、社会に生じていることを把握し、これを公開することも社会院の役割だといえ、こうした意味では、報告書はそれなりに意義があるものと思われる。

おわりに

本稿で見てきたように、市民社会の形成をその課題の一つに掲げる社会院は、市民フォーラムなどの下からの運動にこたえたというよりも、上から、すなわち時の大統領府のイニシアチブによってつくられたものであった。また、その際に提示された社会院は必ずしも明確なものではなく、その具体化（形式の確定と内容の充填）はその後の法律の制定過程でなされたものだといえ、2013年に導入された編成方法の大きな改正もそのようなものであった。

そのため、こうして形をなした新たな機関が公権力のコントロールと公権力に対して社会の多様な利益を反映することを任務とするものだとし、全ての者に歓迎されているわけではない。市民社会の制度は上からつくることができないとする人権擁護団体などはこれを懐疑的に見て積極的な関与をひかえ、あるいは別の者は、これは議会の機能不全に対応してつくられたもので、その限りで時限的な役割を担うにすぎず、議会が正常に活動するようになった暁にはその役割を終えるものだという突き放した見方をしているのである。

社会院がこのような受け止めかたをされている理由について、（1）権力にとっては国の発展のためには自由で安定した社会が必要であるが、国をまとめるためには社会を完全に自由なものとするわけにはいかない、（2）そのため社会は管理されたものとならざるをえず、こうして「管理された積極性」が選択されるのだ¹¹²などと説明されるように、社会院は権力が有するこうしたジレンマを体現するものだといえよう。このことは社会院が多岐にわたる活動を任務とするにも

かかわらず、社会的組織であるとして憲法上の位置づけがされず、他方ではこの組織の運営にかかる費用は国庫によりまかなわれるという不明瞭な存在におかれていることによっても確認できるであろう。

あるいは、社会院の設置を否定的に見る者には、立ち現れた社会院は2001年の市民フォーラムの際には否定されたはずの社会の各領域を統括する「社会省」の類のものに見えるかもしれない。

たしかに権力の側からすれば、バラバラの個人を相手にするよりも、これら諸個人の利益を集約し、代弁する（とされる）諸団体から代表者を選出し、こうして形成された社会院を世論あるいは市民社会を代表するものとして、この機関と対話するならば、これは権力の正当性を担保し、国家に対する信頼を高めることにつながるであろう。そこに社会院の設立の意図があったことは否めない¹¹³。また、上から開始される社会院の複雑な編成手続は市民の参加を遠ざけているともいえ、与えられた権能はその任務を遂行するには十分ではなく、その実効性は不確実だともいえる。

そのため、社会の多様な利益を公権力に反映し、あるいは社会が公権力をコントロールするには、こうした社会院のようなものをつくるのではなく、既にある、より洗練され、民主的な代表制度である議会を機能させることにこそ力を注ぐべきではないのかとする見方には傾聴すべきものがある¹¹⁴。

しかし、あえて言えば、その場合でも、議会にも固有の問題と限界があることを念頭におけば、社会院は必ずしも無用の存在とはいえないであろう。これは議会を補完するものとしての固有の役割があるのではないかという見方であるが¹¹⁵、そのような立場から社会院を位置づけ、これを洗練していくという方向もあり、こうした視角も含めて今後の社会院の活動については、諸団体を規律する法律とともに、ロシアにおける市民社会のありようを特徴づけるものとして見ていく必要があるであろう。

注

- (1) 市民社会概念を整理するものとして植村邦彦『市民社会とは何か－基本概念の系譜－』平凡社新書、2010年を参照。ロシアについては拙稿「ロシアにおけるアソシエーション－社会団体法を中心に－」『社会体制と法』第10号、2009年参照。ここで概略した社会院についての記述は本稿と一部重なる部分がある。ロシアの「国家と法」「哲学の諸問題」誌が催した円卓会議でアカデミー会員のトボルニンはロシアでは市民社会概念はまだ学問的には完成されていないと述べているが、アレクセーエワは、ポーランドでは共産主義政権に対して連帯の行動を理論的に根拠づけるために市民社会のスローガンが再生され、国家に対して市民社会を対置することに力点がおかれたが、ロシアにおいては社会の統合に力点が置かれるべきだと主張している。「国家と法」、2002年1号参照。См. Гражданское общество, правовое государство и право, Государство и право, 2002, №1, С.12-50.

- (2) См. Лукьянова Е.Г.. Социальный капитал и его роль в построении гражданского общества в России, Государство и право, 2006, №3, С.86-89. これは、社会を固め（結束し）、これに市民的性格を付与する諸関係を担うのが社会関係資本であり、市民社会の強さはその質にかかわるといのように、これは「社会関係資本」的なアプローチによる市民社会の理解でもある。
- (3) この機関が運営するインターネットのサイトでは英語訳としてCivic Chamber of the Russian Federationが示されている [http://www.oprf.ru/] が、これを研究対象とした英語圏の研究者はPublic Chamberの訳語を用いている。先行研究としては次のようなものを参照。Alfred B. Evans Jr., "The First Steps of Russia's Public Chamber: Representation or Coordination?" *Demokratizatsiya*, 16: 4 (2008), pp. 345-362 : James Richter, "Putin and the Public Chamber" *Post-Soviet Affairs*, 25: 1 (2009), pp. 39-65. 横手慎二「プーチン登場以降のロシアの『市民社会』 - 研究史の試み」、津田憂子「ロシア『市民社会』の現代的位相」、上野俊彦編『ロシアの市民意識と政治』慶應義塾大学出版会、2008年。邦語訳としては、ロデリック・ライン、ストロープ・タルボット、渡邊幸治（長縄忠訳）『プーチンのロシア』日本経済新聞社、2006年、85-86頁では「社会会議」とされているが本稿では「社会院」を用いることとする。
- (4) См. Путин В.В. Россия на рубеже тысячелетий//Независимая газета.30.12.1999.
- (5) См. Лукьянова Е.Г. С.86.(前注2参照)
- (6) エリツィンは1993年9月21日の大統領令で最高会議を廃止し、大統領による直轄統治をしき、これに抵抗する議員が籠城する最高会議ビルを10月4日に戦車による砲撃で制圧した。その直後の10月11日に、新憲法制定にあたりその案を策定する任についた憲法協議会に大統領令により連邦構成主体の代表者などからなる国家院と並んで社会院が設置されたのである(法令集93年42巻4000番)。この社会院は議会が存在しないなかで、政党、大衆運動体、青年団体その他の団体、企業団体、宗教宗派、地方自治体の団体、全ロシア規模の労働組合から構成され、憲法案に世論を反映することを目的としたものであったが、大統領に対して社会・政治的諸問題についての勧告を行うこともうたわれていた。См.Российская газета, 14.10.1993.
- (7) この社会院は、1994年1月に野党が多数の議席を占める新議会の構成がなされたのちの2月に設置され、労働組合、企業家、生産者、地方自治体、創作同盟、宗教団体、慈善団体その他の団体など250団体からの代表者から構成され、世論を大統領の政策に反映させるために重要な政策に関して大統領に勧告を行うことを目的とし、法学者のトポールニンとサプチャックが共同議長を務めた(法令集94年8巻592番)が、1994年秋に事実上活動を停止し、1996年に正式に廃止された。
- (8) 1995年12月の国家院選挙の後、1996年1月に野党の共産党が議席中の第1党となった新国家院が発足し、6月に大統領選挙が実施され、決選投票で対立候補のジュガーノフを破ってエリツィンが再選されたのは7月であった。この機関はこうした政治状況の中で1996年6月25日付けのエリツィン大統領令により設置されたもので、①連邦の国家機関と社会団体との

協働のメカニズムをつくる目的で社会的、経済的、政治的問題についての大統領の決定の案を討議すること、②連邦法その他の法令の作成にあたり大統領と政府に助力すること、を目的として、政党、社会運動、労働組合、企業団体、宗教団体を構成員とし、元の国家院議長のリュプキンが議長を務めたが、政治の表舞台から引退した者たちのクラブだと揶揄されていた。この機関は2008年8月8日付けのプーチン大統領令で廃止された。

- (9) См. Выступление президента РФ В.В.Путина на расширенном заседании правительства с участием глав субъектов Российской Федерации//Российская газета.14.9.2004.
- (10) См. Обращение Президента России Владимира Путина//Независимая газета.6.9.2004.
- (11) См. Путин В.В. Послание Федеральному Собранию Российской Федерации//Российская газета.27.5.2004.
- (12) 2004年8月に提示された特典の金銭化（монетизация льгот）に関する法律は世論の激しい反発を受けた。
- (13) この名称を冠した組織を設置する構想はこの会談にも出席した大統領府副長官のスルコフによって1999年に提示されていたようである。См. Романова Л. Путин позаботился о гражданском обществе. У российских неполитических объединений появится Союз союзов. //Независимая газета. 14. 6. 2001.このСоюз союзовとは第一次ロシア革命後の1905年5月に結成大会を開催し、ミリュコフが議長に選出された14の職業団体、政治団体などからなる組織であるが、邦訳としては「専門職業家同盟」が用いられている。『世界歴史体系・ロシア史2』山川出版社、359-360 頁参照。新たな機関の名称としては、これ以外にも Союз общественных объединений、Гражданская палатаなどが提示されていた。См. Харичев И. Гражданское общество в подарок. //Независимая газета. 13.9. 2001.
- (14) 社会団体のグループがフォーラムの理念を提示した7月11日付けの書簡のなかで、フォーラムの目的は「ロシアにおける市民社会の発展の道と国家権力との協働について実務的な討議をすること」が示された。СОЮЗ ГРАЖДАН И ГОСУДАРСТВА – ДЛЯ ПРОЦВЕТЕНИЯ СВОБОДНОЙ РОССИИ (Обращение группы представителей гражданских союзов и объединений-участников встречи с Президентом РФ В.В.Путиным 12 июня 2001г.) // Независимая газета.12.9.2001.
- (15) 諸団体からはこうした動きに対して権威主義の到来、民主主義への攻撃、憲法クーデターなどとする危惧が表明されたのである。См. Абакумов С.А., От Гражданского Форма до создания Общественной Палаты РФ(2001-2005), С.14. 野党のヤープロコはこのсоюз союзов構想とは別の、政党なども含める組織демократическое совещаниеを対峙していた。См. Шейнис В. Две"горизонталы": союз союзов и демократическое совещание Власть пытается имитировать гражданское общество. //Независимая газета. 7.7.2001.
- (16) См. Абакумов С.А.,с.17.; Беляева Н. Что осталось после Гражданского форма, <http://magazines.russ.ru/nz/2003/2/beliae-pr.html>

- (17) 人権活動家として知られていた故エレナ・ボンネルが属している団体では参加に反対する者は少数であった。См. Андрусенко Л. "Оппозиция – это не вредно"//Независимая газета.12.9.2001.
- (18) См. Заявление Оргкомитета Гражданского Форума "О целях и задачах Гражданского Форума"; Абакумов С.А.С.31-32. (前注15参照)。
- (19) 人権擁護団体は、権力側が企図するシナリオに沿ってこの催しがなされることを危惧していたため、これを防ぐために参加することとしたのである。См.Гражданский форум раскололся на двое //Независимая газета. 6 .10. 2001.
- (20) См. Яковлева Е. К барьеру! Общественная палата: какой она должна быть?// Российская газета.23.9.2004.ここでのアレクセーエワの発言を参照。
- (21) См. Абакумов С.А. с.34. (前注15参照)。
- (22) См.Яковлева Е. (前注20参照)。
- (23) См. Астафичев П.А. Общественная палата России в механизме общественно политического представительства : проблемы правового регулирования//Государство и право.2007.№1.С.5.
- (24) См. Третьяков В. Общественная палата. Фантазии на неясно заданную тему// Российская газета.23.9.2004.トレチャコフ自身はこのうちの⑤が望ましいとする。
- (25) См. Воробьев В., Добрынина Е. Опыт Памфиловой собирается использовать президент РФ//Российская газета.24.9.2004.
- (26) См. Алексеева Л . К барьеру! Общественная палата: какой она должна быть? (前注 20参照) .
- (27) См. Абакумов С.А.С.14.(前注15参照)。
- (28) Сурков: Путин укрепляет государство, а не себя //Комсомольская правда. 28.9.2004.
- (30) 英語のgrantから借用された新たな概念であり、団体の活動に対する国からの資金提供である。
- (31) 法案を作成した者には官僚制に対する代替物をつくろうとする構想があったという視点についてБеляева Н., Общественная палата может стать "окном возможностей" <http://www.regnum.ru/news/409301.html>
- (32) Федеральный закон об Общественной палате Российской Федерации от 4 апреля 2005г.№32-ФЗ.
- (33) См. Беляева Н. (前注31参照)
- (34) ここには社会院は大統領に付属するのではなく、独立していなければならないこと、構成員の数は100人とすること、ここでの仕事は無報酬であることなどが規定されていたとされる。
- (35) 社会院は完全に独立するのではなく、政府、議会、司法機関の助けを借りてその構成員を任命すべきとする提案、グラントの配分をすべきとする案などの多様な見解が示された。
- (36) この試案の作成に関与した者としてスルコフの名が挙がっている。См.<http://www.grani>.

ru/Politics/Russia/Parliament/Duma/p.81844.html.

- (37) См. Косопкин А.С. Государственная Дума. Стенограмма заседаний. Т. 11(138). С.428.
- (38) См. Попов С.А. там же. С.449.
- (39) См. Шейн О.В. (фракция Родина). там же. С.459-460.
- (40) 第2読会での発言。Шейн О.В. Государственная Дума. Стенограмма заседаний. Т.13(140). С.285.
- (41) ロシア連邦共産党のローコチの発言。Локоть А.Е. (Фракция КПРФ), Государственная Дума. Стенограмма заседаний. Т.11(138). С.453. これに対して自由民主党のジリノフスキーは民主主義は最も価値があり、費用の問題ではないとの反論をしている。Жириновский В.В. (фракция ЛДПР). там же. С.457.
- (42) См. Шейн О.В. С.459-460. (前注39参照)。
- (43) Там же. С.458.
- (44) См. Локоть А.Е. там же. С.271.
- (45) См. Гончар Н.Н. там же. С.455. これに対しては、社会院は国の権力機関ではないため、これを憲法に規定する必要はないとされた。
- (46) См. Государственная дума. Стенограмма заседаний. 2005. Т.13(140). С.271.
- (47) См. Овсянников В.А. там же. С.277.
- (48) 皆川修吾『ロシア連邦議会—制度化の検証：1994-2001』 溪水社、2002年、183頁。
- (49) 連邦の大きな構成主体から42人を選出すべきとするロシア自民党のジリノフスキーの意見。 См. Жириновский В.В. Государственная дума. Стенограмма заседаний. 2004. Т.11(138). С.456.
- (50) См. Гудков Г.В. Государственная Дума. Стенограмма заседаний. Т.13(140). С.286.
- (51) 第1読会後に提案された修正意見は400ほどあり、社会院を下から構成するものとする事と、地方の社会団体からの選出枠を大幅に増やすことなどの意見が示された。
- (52) 現行法については См. Федеральный закон об общественной палате РФ от 20.04.2014 №82-ФЗ.
- (53) См. http://www.gazeta.ru/2004/12/15/oa_142701.shtml.
- (54) 第2読会に提示された修正案では、社会院は独自の判断で〔評議会の決定により〕連邦の憲法的法律および連邦法の法案を鑑定することができるかとされていたが、制定された法律はこの部分が改められ、大統領、議会および政府の求めがあった場合に限定されたのである。 См. Государственная Дума. Стенограмма заседаний. Т.13. С.282.
- (55) 社会院の構成員は自由に意見を述べる事ができる（法律第12条）ため、鑑定の提案もできるものとみなしてよいであろう。
- (56) 社会院規則によれば、これ以外に決定 постановление、声明 заявление という形式がある（第22条）。
- (57) 社会院規則第52条によれば、市民フォーラムとは「社会生活の広範な問題を議論するために開催する市民社会の種々の制度の代表者が参加する公開の催しで、その結果は決議として

- 採択される」もので、社会公聴会は「通常は一つの問題の議論および決定ならびに勧告をするために、広範な社会団体の代表者、市民を引き入れた社会院の構成員の活動形態」である。
- (58) 前注3参照。
- (59) См. Федеральный закон об общественной палате РФ от 04.04.2005№32-ФЗ.
- (60) 社会団体法については『ロシア研究／別冊5』日本国際問題研究所、1997年、に所収の拙訳を参照。
- (61) アスターフィチェフはこうした編成方法を数式になぞらえて $((42) + 42) + 42$ と示している。См. Астафичев П.А. С.9.(前注23参照)。
- (62) См. Федеральный закон об общественной палате РФ от 23.07.2013 №235-ФЗ.
- (63) См. Федеральный закон об общественной палате РФ от 28.12.2013 №439-ФЗ.
- (64) См. Федеральный закон об общественной палате РФ от 20.04.2014 №82-ФЗ.
- (65) 2011年5月の改正により当初の2年から延長された。
- (66) Регламент Общественной палаты Российской Федерации [<http://www.oprf.ru/ru/about/492/>] .
- (67) 20人程度の人員から構成されているようである。Государственная дума. Стенограмма заседаний.2004.Т.11(138).С.462.
- (68) 2007年に国家院のシェリシ議員による議員立法により、社会団体法において国家と社会団体との関係を定める第17条に「国の権力機関および地方自治機関による社会団体の目的にかかわる問題の決定への社会団体の参加手続」を定める第17条の1を追加し、ここで社会団体に対して法令の案を事前に知り、これらの案を作成した権力機関に自己の意見を述べ提案をする権利を与えることが必要だとする提案をした。事前に認可を受けた団体に対してこうした権利を付与すべきとするものであったが、これは法の下での平等に反するという意見があったため議員が法案を取り下げたことにより廃案となった。<http://www.duma.gov.ru/faces/lawsearch/gointer.jsp?c=496734-4> (2009年7月18日閲覧) .
- (69) См.Астафичев П.А. С.7.(前注23参照)。
- (70) См.Владимиров Д. Миллиард для гражданского общества//Российская газета. 24.3.2005.
- (71) См. Радзиховский Л. Бюрократические роды демократии//Российская газета.11 .10.2005.
- (72) См. Иванов В.И. Станет ли общественная палата панацеей от всех бед? // Независимая газета.15.9.2004.
- (73) См. Фрагменты дискуссии, посвященной созданию Общественной палаты РФ, состоявшейся в ходе авторской телепрограммы В.В.Познера «Времена» 13 февраля 2005 года, в кн. Абакумов С.А.Гражданское общество и власть: противники или партнеры? М.,2005.С.120.
- (74) См. Выжutowич В. Площадка вместо площади//Российская газета.1.7.2005.
- (75) Только активная позиция гражданских союзов может заставить Общественную

- палату повернуться "к обществу передом" : интервью Нины Беляевой ИА REGNUM [http://www.regnum.ru/news/577214.html] (2009年5月28日閲覧) .
- (76) Москва-ヘルシンキグループの議長リュドミーラ・アレクセーエブナはコントロール機関ではなく、諮問機関だと評価している。См. NEWSru.com//Новости России.3.8.2005., правозащитники не собираются участвовать в работе Общественной палаты.
- (77) См. Радзиховский Л. Дело рук самого общества//Российская газета.29.4.2008.
- (78) 社会院内でも無償ではなく給料を支払うべきだとして法律の改正を求める動きがある。См. Юнашев А.,Субботина С., Малай Е. Общественная палата требует себе зарплату //Известия.23.72013.
- (79) См. Шейн О.В. Государственная Дума.Стенограмма заседаний.Т.11(138).С.454.
- (80) 前注75参照。
- (81) См. Минин С.,Петров А. Церковь не хочет срачиваться с властью//Независимая газета. 5.10.2005.
- (82) О деятельности о Общественной палате Российской Федерации в 2006-2007 гг.С.97-98. [http://www.oprf.ru/ ru/documents/985/ (2009年9月14日閲覧)]
- (83) См. Владимиров Д. Собачку подстригите//Российская газета.7.11.2007.
- (84) См. Дульман П. Селекция НКО закончена//Российская газета.15.9.2006.
- (85) См. Распоряжение Президента Российской Федерации об обеспечении в 2009 году государственной поддержки некоммерческих неправительственных организаций, участвующих в развитии институтов гражданского общества.16.3.2009.例えば、その一つの団体においては9人中の4人が社会院の構成員がグラント配分の申請書の審査を担当している。また、2つの団体は、社会院の構成員がその代表を務めるものである。
- (86) О работе Общественной палаты Российской Федерации в 2008 году. С.6-10. [http://www.oprf.ru/ ru/documents/985/ (2009年9月14日閲覧)]
- (87) См. Вчера в Москве прошел II Всероссийский гражданский форум. организатором которого выступила Общественная палата России//Российская газета.23.1.2008.
- (88) См. Астафичев П.А. С.9-10.(前注23参照)。
- (89) См. Закон московской области об общественной палате московской области, №/30 2009-ОЗ.
- (90) О деятельности Общественной палаты Российской Федерации в 2006 – 2007 гг.С.15.
- (91) О работе Общественной палаты Российской Федерации в 2008 году, С.137.
- (92) Заключение Общественной палаты Российской Федерации по проекту федерального закона №150034-5 «О внесении изменений в статью 7 Федерального закона «О присяжных заседателях федеральных судов общей юрисдикции в Российской Федерации» [http://www.oprf.ru/expert/views/ (2009年7月2日閲覧)] .
- (93) О работе Общественной палаты Российской Федерации в 2008 году.С. 62-136.

- (94) Предложения Совета Общественной палаты РФ по вопросам изучения религиозной культуры в системе образования [http://www.oprf.ru/publications/documents/resolutions/1963 (2009年9月14日閲覧)]
- (95) См. Обращение Совета Общественной палаты РФ к политическим партиям России [http://www.oprf.ru/ru/documents/494/ (2009年7月7日閲覧)] .
- (96) См. Заявление Совета Общественной палаты РФ, При строительстве Богучанской ГЭС грубо нарушается российское законодательство [http://www.oprf.ru/ru/documents/495/ (2009年7月7日閲覧)] .
- (97) Доклад о состоянии гражданского общества в Российской Федерации. 2008.
- (98) モスクワ市など地方の社会院もそれぞれ市民社会の状況についての報告書を刊行している。
- (99) См. Там же.С.6.(前注97参照)。
- (100) Там же.С.4.
- (101) Там же.С.10.
- (102) Там же.С.11.
- (103) Там же.С.16.
- (104) Там же.С.8.
- (105) Там же.С.11-12.
- (106) ロシア連邦司法省のサイトでは登録された非営利団体(政党、社会团体、非営利団体、宗教団体など)が公表されている。См. (http://unro.minjust.ru/NKO.aspx).
- (107) Там же.С.42.
- (108) Там же.С.83-84.
- (109) Там же.С.43.このうち、消費組合は民法典第116条、社会团体および宗教団体、財団、施設、非営利のパートナーシップ、自律的非営利団体、法人の団体は非営利団体の6条、7条、9条、8条、10条、11条が、社会運動体、社会的自主活動の諸機関は社会团体法の第9条、第12条が、それぞれ規定するものである。
- (110) Там же.С.53-54.
- (111) この報告書は診断をするだけで、処方を示すものではないと述べている。
- (112) См. Беляева Н. (前注31参照)。
- (113) 政治権力が直接市民とかかわることをしようとしないう風土があることについては Михайлова Е. Все на построение!, //Независимая газета.6.9.2001.を参照。
- (114) Мэтью Эфは、市場が差別化、個別化をするものだとすれば、議会は関連づけ、結合するものだとし、議会のみが市民の政治的積極性を発揮できるものだという。См. Гражданское общество, правовое государство и право, Государство и право, 2002,№1,С.16.(前注1参照)。
- (115) 市民的コントロールは独自の機能であり、他のものでは代えることができず、常に必要なものであるとするベリヤーエフの見解を参照 (前注31参照)。